

宜 議 第 1 5 8 号
令 和 2 年 6 月 2 9 日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃原 朗

委員会審査結果について（報告）

第428回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 2 年 6 月 1 6 日	令 和 2 年 6 月 1 6 日	議案第45号、陳情第35号、陳情第34号、議案第21号
令 和 2 年 6 月 1 7 日	令 和 2 年 6 月 1 7 日	請願第9号、陳情第30号、議案第45号、請願第9号、議案第21号、陳情第30号、陳情第34号、陳情第35号
令 和 2 年 6 月 1 9 日	令 和 2 年 6 月 1 9 日	議案第21号
令 和 2 年 6 月 2 5 日	令 和 2 年 6 月 2 5 日	議案第21号
会議日数 4日間		

2. 審査結果

議案番	案号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案 第21号		宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について	令和2年 3月3日	令和2年 6月25日	否決 (賛成少数)
議案 第45号		消防署我如古出張所第1期改築工事(建築)の議決内容の一部変更について	令和2年 6月15日	令和2年 6月17日	同意
請願 第9号		米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願	令和2年 3月3日	令和2年 6月17日	不採択 (賛成少数)
陳情 第30号		東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について	令和元年 12月6日	—	継続審査
陳情 第34号		首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情	令和2年 6月15日	—	継続審査
陳情 第35号		普天間基地の騒音消失の要請	令和2年 6月15日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年6月16日（火） 1日目

午前10時07分 開会
午後 3時02分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

議長	上地 安之
----	-------

○説明員（9名）

総務部次長	多和田 眞満
契約係長	比嘉 祐一
施設係長	山城 啓
消防総務課長	伊佐 隆之
基地渉外課長	吉村 純

契約検査課長	高江洲 強
建設部参事	嶺井 辰也
消防次長	又吉 清
基地政策部次長	多和田 功

○参考人（1人）

宜野湾市男女共同 参画会議 会長	新垣 誠
---------------------	------

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第45号 消防署我如古出張所第1期改築工事（建築）の議決内容の一部変更について

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について

第428回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年6月16日（火）第1日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時07分）

【議題】

議案第45号 消防署我如古出張所第1期改築工事（建築）の議決内容の一部変更について

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 議案第45号 消防署我如古出張所第1期改築工事（建築）の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議案第45号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑に入る前に補足説明を受けて、後に質疑に入りたいと思います。

（執行部説明省略）

○**桃原朗 委員長** それでは、本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。我如古出張所老朽化による改修工事ということで理解はします。こういう消防設備という特殊なものの建築の際には、入念な調査等もあってしかるべきだったと思うのです。今の説明では強固な琉球石灰岩が見つかったわけですけれども、この900万円の費用のうち、土の搬出の費用が幾らで、琉球石灰岩による費用は幾らなのか、金額も教えてください。

○**桃原朗 委員長** 建築課施設係長。

○**施設係長** 説明いたします。搬出にかかった費用でございますが、総額で約50万円となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ただの50万円。

○**桃原朗 委員長** 建築課施設係長。

○**施設係長** はい、そうです。そして、もう一点、岩破碎、これについては1,000万円となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今のお答えですと、岩の破碎等は1,000万円で土の搬出が50万円、そうすると1,050万円でありますけれども、増額は990万円で金額が合わないですけれども、その理由は。

○**桃原朗 委員長** 建築課施設係長。

○**施設係長** 今回の変更は、基礎の岩破碎による変更がメインではあるのですけれども、その他変更をかける時点での減の内容もありましたので、その分も加味して今回変更契約をしております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今、既存で建っている出張所、これを建築する際にも、例えば工事の内容で琉球石灰岩等が見つかったと思うのですけれども、今の我如古出張所を建築する際の工事の過程というのは、こういう琉球石灰岩等には当たらなかった、それとも当たったのか。要は、今回改めて琉球石灰岩、強固なものがぶつかった、見つかったということですのでけれども、既存の今のものはどうだったかという経緯は分かりますか。

○**桃原朗 委員長** 建築課施設係長。

○**施設係長** 既存の基礎は、今の地面のGLから下がって2メートルぐらいの基礎が入っております。その地点では岩が多分発生していないと思われます。ただ、今回新設の建物の基礎はくい基礎、地中に打ち込んで、そこに基礎を持たせている形になるものですから、そこにくいを打ち込むために9メートルくいを打ち込んでおります。その間で、どうしても途中で岩が出てきてしまったという形になっているものですから、既存と新設の基礎の違いによって、そこら辺、岩が出てくるか出てこないかというのは想定ができない部分がありました。以上です。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** 今、調査のほうをおっしゃっていたのですが、調査については既存の建物もありましたので、全てを調査するというのではなくて、ポイント、ポイントで調査をしております。今回工事をする際には全面的になりますので、やはり想定している部分よりも強固なものが出てきたり、それが出てきたことで地中梁とか、そういったものを接続するときに掘削する。そういったところにもより強固なものが出ていますので、それを割るとかいう作業も生じているということで、最初に調査は行っておりますけれども、これよりも想定外のものが出ていたというのが増の最大の理由かと思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 調査を行っていたけれどもということですのでけれども、そこを建築する際には、ある程度入念な調査等はあつてしかるべきだったと思うのですけれども、そういったものを加味して例えば入札を行っていると思うのですけれども、想定外のものが見つかったということで、あそこの地盤というのは、素人目から見ても岩がごつごつしているような印象があるのですけれども、そういったものは事前にちゃんと調べてできなかったのでしょうか。また、こうやって追加で1,000万円とかだと、簡単に承服し難い部分もあるので、入念な調査というのはどれほどの調査だったのか気になるのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 建築課施設係長。

○**施設係長** 岩は掘ってみないと分からないというところがございます、当初の設計でどの程度の岩破砕行為が出るかということを積算して設計書を立てるとというのが、少し難しいところがございます。ですので、出てきた場合に関しては、業者と協議して増額の対象としていくかどうか協議しながら、今回進めてきたところです。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** 調査については、穴を空けて、その中でサンプリング等をするのですけれども、それは点で調査をします。今回のものについては面で整備をしますので、面的な調査をするとすると、一旦全部掘り起こすというようなことであれば、確実な調査結果が出ると思うのですけれども、やはり既設もありますし、それはできないということで、点でやっていって、その点でやってきた柱状図という調査が、土質調査の結果報告があるのですけれども、その中で想定される基礎のもの、それとくい基礎、そういったものも積み上

げていきながら今回の設計をしてはいるのですけれども、やはりうちの担当係長が申し上げたように、掘ってみないと分からないという部分もございますので、基礎の部分についてはこういった増減が出てくるというのは、こういった琉球石灰岩の地盤であれば多々あることではあります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これまでの答弁からして皆さんのストーリーを考えると、当初の我如古出張所は2メートル掘って、それで可能だったと。今の出張所だと今回は全般的に掘ってみないと分からないので、9メートル掘って、その建物、上物が造れるのだということですから、既存の我如古出張所は2階建てでしたね。今回のは何階建てになるのですか、9メートルのもので。

○**桃原朗 委員長** 建築課施設係長。

○**施設係長** 階数としては3階建ての扱いになります。2階のほうには訓練棟がございまして、高さ的には3階の高さになっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 最後に、搬入の有償の件の50万円についてお伺いしますけれども、これはどのぐらいの量でこういった性質のものが有償になるということを考えておりますか。

○**桃原朗 委員長** 建築課施設係長。

○**施設係長** 今回、まず運搬ですが、運搬に関しましては岩の立米数が大体180立方メートル程度出ております。トン数に換算すると360トン、10トントラックで単純に割りますと36台。全て載せ切れるわけではないものですから、40~50台の搬出で50万円出ているという状況です。距離については、当初はもちろん市内の公共系でできるところに土等は搬出する予定だったのですけれども、どうしてもそういった区画整理で受け入れるタイミングが合わなくて、受入先の比較検討して沖縄市のところに有償で引き取っていただいております。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 私から確認させてください。今、運搬費と、そして琉球石灰岩の掘削の金額を教えてくださいけれども、残りの3つも金額を教えてくださいませんか。床仕上げ変更による左官の数量変更、そして縁石の数量変更、擁壁の仕様変更、この3つの追加予算の説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 建築課施設係長。

○**施設係長** 土工事と地業工事については、先ほどお伝えしたとおりで、左官工事のほうから参りますと、左官工事のほうでコンクリート直仕上げなのですけれども、これが内外装のものとも関わってくるのですけれども、内外装のほう、トレーニングルームと訓練用のデッキが2階のほうにございまして、そこは訓練とかトレーニング機材等もございましたので、音が1階に響かないように、そういったクッション性のあるマットのほうを計画しておりました。そのとき厚みが5センチ程度のマットのほうを考えておりましたけれども、施工業者さん、あとはマットのメーカーさんとかから提案を受けまして、20ミリ、2センチ程度のもので十分対応できますということで、これも変更の対象として見直しております。金額にしますと350万円程度の減、先ほどのところが増減を今回しております。これが減の一番大きいところとなっております。

造成工事のほうは、土工事と何が違うかということなのですけれども、土工事については建物の下の部分、建物の影響があるところなのですけれども、今回建物の擁壁工事、そういったところがございまして、そこは土木の造成地という形で積算のほうはしております。そこの擁壁を造る際に、どうしても岩が下のほ

うに出てきましたので、擁壁に係る岩の数量等はこちらのほうで整理をしているところでございます。

あとは、舗装工に関しても、アスファルトの舗装するところを、コンクリートの土間だったりとか、そういったところの数量を精査したところ、こういった形の数量の変更が出ております。縁石工、これは地先の境界ブロックのメーター数ですけれども、ここも擁壁とのすり合いで数量が若干減になっているところでございます。あと、舗装工となっているのですけれども、擁壁、先ほど概要で説明しました間知ブロックから擁壁、逆L型の擁壁変更をしているところです。ここの舗装工、縁石工、擁壁工、まとめて33万円の増です。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 増減を含めて990万円ということになるわけですね。ただ、無償の搬出先、これは当初恐らく安くしてできるものとして無償で搬入を予定していたと思うのですけれども、なぜできるの、無償で。

○桃原朗 委員長 建築課施設係長。

○施設係長 受け入れる際に工事現場の状況であったりとか、そこら辺で無償の受入れができないと。もちろんほかの公共工事、ほかの市町村さん、県とか、そういったところの発生土の情報というのが四半期ごとに出るものですから、タイミングが合いそうなところは全部打診しているのですけれども、どうしてもどことも調整が利かなかったというところでございます。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今回、この追加作業が出るということで、工事完了が約1か月ぐらい延びるわけですが、その延びることに関して消防業務を含めて何か支障はないですか。この全体の計画も含めて。

○桃原朗 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 お答えします。第1期改築工事につきましては、既存の庁舎を利用しながら工事を行っているものですから、第1期工事のみで延長という期間が終わるのであれば、既存の建物へ現在も入りながらということなので、特に業務については大きな支障はないところです。

○桃原朗 委員長 ほかに。知名康司委員。

○知名康司 委員 すみません。確認だけお願いします。第1期の改築工事となっていますけれども、この1期、今やっている工事の進みぐあい、どの程度まで進んでいるか。

○桃原朗 委員長 建築課施設係長。

○施設係長 進捗のほうですが、ちょっと工期が延びそうということもあったのですけれども、岩破碎の影響で1か月程度遅れそうであります。ただ、業者のほうはできるだけ工期内というところを目指して頑張っているものですから、現時点で正式に延長願が出されているわけではなくて、口頭でちょっと遅れそうなので、その際は調整お願いしますという形で話は受けている状況です。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 最初の話では、後ろのほうに建ててから、今の建物を後で第1期のときに取り壊して、またさらに2期工事で建てるとというような内容だったと思うのですけれども、1期工事の中で後ろのほうに建てるとというような先ほど言ったお答えなのですか。まだできていない。

○桃原朗 委員長 建築課施設係長。

○施設係長 1期工事のほうはまだ完了しておりません。8月中旬あたりまで延びるかなというところでございます。それが終わったら、既設の施設から引っ越ししていただいて、既存の建物を壊して、委員おっし

ゃるとおり2期工事の駐車場側を整備していくという形で計画しております。

○桃原朗 委員長 ほかにも。桃原功委員。

○桃原功 委員 確認しますけれども、今回の工事の変更によって、今は地盤ですけれども、駐停車禁止ゾーンというのが十字路交差点の手前にあるではないですか。向こうの交差点は非常に渋滞するという印象があるのです。今回の工事を機に、あの駐停車禁止ゾーンの変更というのもあるのですか。要は消防車両のほうで速やかにそういう有事に対応できるように、あのゾーンというのは工事後も同じような駐停車禁止ゾーンの位置になるのですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 これまでの間口とそう変わらなければ、あの駐停車禁止の標示もそのままの位置に存在するのかなというふうに今のところ考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 既定どおりあると。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 だというふうに認識しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 変更はしないの。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 駐停車禁止の標示につきましては、警察機関の業務というふうに認識しておりますけれども、そういった管理機関との調整がまだ正式には行っていない段階で、正式に御答弁はできませんけれども、我々の認識としては、変更はないものというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 この破碎工事の期間はどれぐらいだったのか伺います。

○桃原朗 委員長 建築課施設係長。

○施設係長 12月の頭くらいから破碎のほうへ入っています。それまでに岩が出てきていたのは分かったのですけれども、工法の検討や計算等を行わないといけなかったものですから、そのあたりから破碎が始まりまして、2月20日頃まで破碎行為をしておりました。以上です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。この受注した業者が琉球石灰岩が出てきて、それから新たにそれぐらいかかるだろうということで見積りをもらうわけでしょうか、それともその工事を進める中でかかった金額がそこがまた請求になっていっているのか、この辺お聞かせください。

○桃原朗 委員長 建築課施設係長。

○施設係長 まず、工法の決定のために大体的な見積り、そこら辺は出していただいて物差しとして使われています。ただ、実際岩はやってみないと分からない部分がございます、今回の変更の数量は実施の数量です。終わったものを精算するという形の精算の仕方しております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。これからもこういったことがある可能性が高いと思うのですけれども、宜野湾市として建築課の中でこういった場合の規則とか、あと仕様の仕方とかいった部分があるのか

どうか。例えばもっと大きな岩が出てきたりして大変予算が多くかかってくる場合、それでも同じような方法でできていくのかどうかお聞かせください。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 施設を造る際については、各地域、地域で地盤の状況というのは同じではないので、その場で工事は進めていて、支障が出たときにどうするかということを検討していきながら、このように変更をやっていくという形になります。ですので、ちゃんとしたマニュアルをつくっているかといったら、それはございません。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。民間ですと、見積りどおりしなさいとか、それは契約があったとかというのが多分出てくると思うのですけれども、公の場合に受注した業者に大きな赤字を伴わせないようなこととかというのが、この規則の中にあるのかどうかというのを、この辺が知りたくてお聞きしているのですけれども、その辺お願いいたします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 発注するときの図面の中でこういった工事ですというのは説明をしますので、その中で先ほどから説明しているように、掘ってみて相当な岩が出た。それをインパクトとか、そういったものを使って破碎していくと、周りのお墓とかに影響が出てきますので、これを薬剤を使って割っていったりするという方法で今回進めております。なので、当初からこの図面によって発注している内容ががらっと変わるようなことであれば、変更対象になりますということで考えております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。1,000万円という数字が、この辺はユンボで全部破碎してというものだったら、そんなにかからないのかなと思っているのですけれども、今回の場合は薬品を使ったり、隣の建物とかお墓なり、支障が出ないようなやり方をした。その結果、それぐらいの予算がかかった認識でよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 はい、そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 確認したいのですけれども、工期のほうは8月まで延びるとお伺いしたのですけれども、そこにのった分は追加工事等の扱いになるのか、また増額とか、そういったのが出てくるのかどうかを確認おねがいします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今回提案しているのは基礎の部分で、見えない部分の増額になっております。今言った土木工事についてはGLよりも上の部分なので、ある程度想定がつきますので、この変更の中で全て想定されたもので契約変更を出しておりますので、変更は出てくることはないと考えております。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。ほかになれば、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第45号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前10時37分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前10時43分)

【議題】

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請を議題といたします。

～参考意見聴取～

今回の陳情第35号は、普天間基地における国旗掲揚時に流れる国歌が近隣住民にとって騒音となっていることから、その解消を決議し、静かな朝夕を市民に取り戻してほしいとの内容となっております。同陳情の審議に当たっては、まず当局より現在の騒音の状況及びその対応について伺い、その後質疑を行ってまいります。

それでは、当局より現状の対応について御説明をお願いいたします。基地政策部次長。

○**基地政策部次長** おはようございます。基地政策部次長の多和田でございます。普天間基地の騒音消失の要請について議会に陳情が提出されており、その内容を確認したところ、普天間基地で流されている国歌につきまして、基地外の住宅地まで流れているということで、何とかしていただきたいという要請だと認識をしております。基地政策部としましても、この国歌につきましては、その改善に取り組んできたところですが、詳細につきましては、基地渉外課長より説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** 基地渉外課、吉村と申します。本件につきましては、本日お配りしております基地内で掲揚する日米両国旗について、一通り在日米海兵隊ホームページで記載されている内容なのですが、在日米海兵隊の各基地では毎朝8時から日没まで、日米両国旗を掲揚しており、朝8時にアメリカの国歌「星条旗」が流れ、両国旗が同時に掲揚され始め、続いて日本の国歌「君が代」が流れていることが、在日米海兵隊のホームページにより確認することができます。

そのような中、令和2年1月28日より、普天間飛行場内スピーカーから聞こえるファンファーレ及び日米の国歌の音量が非常に大きいとの苦情が普天間飛行場東側区域から多数寄せられ、その改善に取り組んでまいりました。その結果、米側から2月11日より音量を下げる旨の連絡を受けており、我々も現地にて音量を確認したところ、ある程度音量が下がっていることを確認しているところでございます。その一方、一部の地域より苦情が寄せられている状況を踏まえ、2月のクォーターミーティングにおきまして、普天間基地司令官に対しさらなる改善を求めたところ、司令官から新たなスピーカーシステムを導入し、それを利用して国歌を流している。適当な音量を模索しているが、その一方で緊急事態に聞こえるような音量に設定しなければならないとの回答を受けているところでございます。また、沖縄防衛局に対しましても本市の状況をお伝えし、さらなる改善を求めているところでございます。

さらに、6月12日、普天間基地司令官に対し国歌の音量について、市長より市街地の真ん中に普天間飛行場が位置していることを鑑み、地元への配慮を最大限行うよう依頼をしているところでございます。いずれ

にしましても、本市といたしましては、引き続き現地にて音量を確認するとともに、国、米側に対し、苦情が寄せられる前の状態に戻すよう求めてまいりたいと考えております。以上で説明を終了いたします。

○**桃原朗 委員長** 本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今、吉村さんの説明で音量は下がっているという説明がありましたけれども、具体的にどれぐらい下がっているのかということをご把握していますか。下がったとか非常に表現が、どのくらい下がったのかということが一番気になるわけですけれども。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** 普天間飛行場内のスピーカーの所在地について詳細は把握していませんので、当初苦情をいただいている普天間飛行場東側からの音量は下がっているという認識なのですが、当初何デシベルだったかというのが測っておりませんので、数値での説明は難しいところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 最後の説明で、音量が発生していなかった、元に戻すように要請したということですが、いつあるいは何回この要請はしていますか。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** 手元に詳細な資料がございませんので、後ほど資料提出いたしますが、国に対しても米側に対してもこれまで要請しているところでございますので、そこは日付を確認してまいりたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** いつ、何回要請したかというのは大切なことなので、後で調べてまた答えてください。

陳情文を読むと、朝静かなところに突然ラップの音を聞かされる苦しみ、まるで占領地に住んでいるかのような気持ちになります。新聞に90ホンと書かれ、市長が申し入れしても止まらないのは、私たちにもっと我慢しろということでしょうかということなのです。相当90ホン、私も真栄原3丁目に住んでいるので、うるさいです。朝まだ8時の時間帯で寝ている人もいるでしょうし、国歌が嫌という方もいるでしょうけれども、音がうるさいということ自体やはり問題がある。静かな環境にするというのは行政の務めだと思うので、ぜひしっかり諦めずに取り組んでほしいと思います。

説明の中で新スピーカーシステムを導入し、適当な音量を模索しているとあるのですが、緊急時に聞こえないといけないという、これは米軍側の都合だけれども、ここは住宅街なので、基地の周りはすぐに住宅街なので、住宅、住民のことを配慮してくれないと、基地だけの都合でそれをどうこうしていくというのは、彼らが言うよき隣人としてどうなのかと思うのです。ここが住宅がない米国本国のように砂漠の中にある基地だったら、誰も苦情を言わないだろうけれども、周りが全て密集した住宅なので、強くこれは要請すべきだと思います。これを毎日聞かされる住民の気持ちになって考えるべきだと思います。私もこれを毎日聞かされています。嫌な気持ちになります。本当に嫌な気持ちに。ましてや、戦争を体験した方々、80歳以上の方々というのは、この両国の国歌が流れて毎日聞かされるというのは、本当にストレスにもなるし、嫌になってくると思うので、ぜひ行政の立場として静かにしてほしい、要は。突然ラップが鳴って、2つの国歌が大音量で流れるというのは、どれぐらい下がっているというの、具体的にまだ数値としては言えないということでしたので、毎日聞かされる住民の立場になって、これを止めるという要請を諦めずに続けてほしいというふうに思います、必ず。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** 我々も各基地で鳴っているというのは承知しているのですが、やはり委員おっしゃるように市街地に囲まれておまして、音量によって非常に影響が大きいのが宜野湾市であるというふうに聞いてございますので、我々のリクエストとしては、市街地に聞こえないような運用ができないものかというところで調整をさせていただいておりますので、今引き続き苦情が寄せられておりますので、そこは引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** ちょっと教えてください。このアメリカの国歌と日本の「君が代」、いつから流れていますか。基地ができたときからやっているのか。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** 普天間の運用については、苦情があったのは1月28日以降なのでございますけれども、それまでは恐らく鳴っていなかったか、小音量で鳴っていたかというところだと思うのですが、普天間については鳴っていなかったというのが我々の認識です。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 新しいスピーカーのシステムを導入して、音量の調整が厳しいからと。これは、スピーカーを導入してから流れるという認識で、苦情も増えてきたという認識でいいですか。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** そうです。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 僕の感覚なのでございますけれども、皆さんもそうだと思うのですが、単純な話、流す時間帯だけのボリューム調整とか、こういうのはできないと言っていますか。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** そこはできないというか、音量調整したいというお話がありますので、そこは引き続き。ただ、今聞こえる地区がございますので、そこは調整したい。時間帯で下げるとかというお話に対する、できるという答えはまだいただいているところではございません。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 僕は西海岸に住んでいるのですが、パイプラインあたりは聞こえるのです。ボリューム調整しているのかなという感じもするのですが、どの地域で音楽が流れているか、その辺を皆さん把握しているのか。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** 私も苦情をいただいて各地区を回っているところなのでございますけれども、恐らく米側も調整の中で流しているスピーカーを替えてきているのではないかという印象を受けているところではございます。委員おっしゃるように、今西側のほうで聞こえるようになっていないかという印象も受けておりますので、そこは引き続き西側だろうが、東側だろうが、市街地ですので、影響がすぐ出てしまうようなところで、またそういうふうな造りになっておりますので、そこは引き続き確認をして米側と調整してまいりたいと考えてございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 引き続きその辺も確認してください。お願いします。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 先ほど課長から経過説明の中であったような2月、それ以降、確かに前より音量は大きく聞こえています。ちょうど8時、8時前にラップの音が聞こえ、それから8時になったら日米の国歌が流れる。それから、最近ではほぼ聞こえません。自分も8時前後は交通指導しているものだから。その中で、以前まではよく聞こえたのです、本当に。これはちょっとまずいなというのがあったが、最近では聞こえません。前回はコロナということで5月ぐらい、わざわざ佐真下の基地入り口、あそこまで聞きに行きに行ったところ、音量を調整したということで少しボリュームが下げられていました。というような形で、何か対応されたのではないかなと最近思います。桃原功委員が行ったものだから、自分も近くまで聞きに行ったのですが、ここ最近では聞こえないというのが現状ではあるのです。何かその辺のあったのか、交渉事。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 音の大きさについては、本来であればクォーターミーティングの場で確認したいところではあるのですが、どこで鳴らしているという経緯についてはまだ確認できておりません。ただ、米側も普天間飛行場の中で調整しているのではないかとこのところは感じておりますので、そこは機会を設けて確認してまいりたいと考えております。

○知名康司 委員 確認をお願いします。以上です。

○桃原朗 委員長 ありませんか。進めますよ。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ちょっと確認したいところがあるのですが、今回の陳情書の方は、住所は宜野湾市我如古4丁目とあるのですが、大体どの辺りまで市民の苦情があるのかとか、そういった具体的な調査というのはどこまでなさっていますか。確認です。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 苦情が寄せられている方については、そのお住まいの地区を伺って、被害の範囲をなるべく詳細に把握するように努めているところです。4月、5月、6月の苦情をいただいた範囲で申しますと、嘉数地区から22件、我如古地区から3件、宜野湾地区から3件の苦情が寄せられているところです。そういった意味からも、嘉数の方から、この方以外からもいただいているところなのかなとは把握しております。

○桃原朗 委員長 上里委員。

○上里広幸 委員 今、嘉数地区とか、主に4月以降にあるということなのですが、3月頃ぐらいまでは東海岸あるいは神山、中原、長田、野嵩、あの辺の方々からがこの苦情が多かったと思うのですが、それが動いていっているということは、スピーカーの位置と鳴らしている場所とかが変わっているおそれもあるということなのですが、そういったことも考えられるということですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 委員おっしゃるように、恐らく米側も基地内の中で何らかの調整をしているものかなというふうに思われます。ただ、一方我々としては調整内容もまだ把握できておりませんので、引き続き苦情があった現場であるとか、そのほか現場に赴いて実際聞きながら状況を把握して、なるべく市街地に影響がないように、移動していても同じところですので、抜本的に市街地が困っていますので、そこに全体的に影響がないような対応していただきたいということで調整してまいりたいと考えておるところです。

○桃原朗 委員長 上里委員。

○上里広幸 委員 4月1日の段階で確認したところ、愛知、神山、宜野湾区のほうでなくなっているように

聞こえたものですから、今回この陳情者の方、日付も4月2日付で、あとまた4丁目、ボーリング場の裏手のあの辺、くぼ地になっている。あそこまで聞こえているところは、また新たな被害だと思っていますので、調査研究をよろしくお願いします。

○桃原朗 委員長 ほかに。なければ、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第35号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時02分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時13分)

【議題】

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

○桃原朗 委員長 次に、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情を議題といたします。

どういう形でこれを進めていくかについて、御意見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

(「当局のほうへは出されていないのか」という者あり)

○議会事務局 当局には、はい。

○桃原朗 委員長 事務局、大城君。

○議会事務局 県内各市町村には提出されているようでして、10市のほうに確認させていただいたのですが、配付止まりになっているのが4市、残りはこれからこの定例会中に審査する形に伺っております。ただ、那覇市のほうは昨日で審議を終わって、継続審査ということになったと伺っています。以上です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かるのであればいいのですが、この首里城再建支援プロジェクト県民絆の会というのはどういった会なのか、県が推進している会なのか、個人でつくっている会なのか、分かるのであればお聞きしたいのですが。

○桃原朗 委員長 事務局、大城君。

○議会事務局 まだその情報はございません。

○桃原朗 委員長 では、今後確認をさせていきたいと思います。よろしいですか。桃原功委員。

○桃原功 委員 この案件は非常に重要な案件だということは認識はしているのですが、今ほかの委員の方々から指摘があるように、もう少し情報収集したほうがいいのか。この団体であったり、あるいはタイワンヒノキ材が輸出が今禁止されていることを踏まえて、国あるいは県の動向、これは本来であれば、首里城を主催する団体に一番に陳情を出すべきだと思うのですが、そこにもちゃんと出されているのかどうか確認していただきながら、もう少し情報収集をしてから審査をしたほうがいいのかと思います。

○桃原朗 委員長 ただいま桃原委員より、もうちょっと調査をするべき、また他市の動向を見ながらという

御意見だと思えますけれども……

○桃原功 委員 調査とは言っていない。情報収集。

○桃原朗 委員長 情報収集。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 趣旨が今よく把握できていない。これは別に問題ないとは思っただけけれども、それはすべきかなとは思っただけけれども、県知事がやろうとしていないのか。だから、やりなさいということ働きかけてくれということなのか、趣旨がよく見えない。特に重要性や働きかけることを県知事から言ってくれということを行っているのか、どういう趣旨なのかよく分からない。今おっしゃるように、もう少し情報収集、当局にも出されていたかどうか聞く部分があるのだけれども、この団体もよく分からない団体だし、継続して……

○桃原朗 委員長 継続して、もうちょっと情報が入るまでは継続という形でしておきましょうか。いかがでしょうか。桃原功議員。

○桃原功 委員 継続には異論ないのですけれども、これは事務局にお願いしたほうがいいほうがいいのか分からないのですけれども、情報収集ということで、これまでの首里城の建築材料にずっとタイワンヒノキ材だったのか、大和のヒノキでは駄目なのか、その辺も含めていろいろ多方面から情報を収集したほうがいいのかなど。この過程ではタイワンヒノキ材にこだわっているのですけれども、いわゆる首里城の歴史から見て、タイワンヒノキ材でないといけない理由もここでは見えないので、いろんな情報を収集してほしいと思うのですけれども、どうですか。

○桃原朗 委員長 事務局、大城君。

○議会事務局 分かりました。その辺は情報収集に努めたいと思います。

○桃原朗 委員長 では、その間継続審査でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第34号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時21分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について

～参考意見聴取～

○桃原朗 委員長 参考人の出席要請についてお諮りいたします。

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定については、関係者から

意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後2時02分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後2時04分)

○**桃原朗 委員長** では、これより継続審査となっております議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定についてを議題といたします。

本件の参考人として、宜野湾市男女共同参画会議より新垣誠会長に御出席をいただいております。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会のため御出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

同条例については、男女共同参画会議からの答申を参考に条例案が上程されていることから、同会議においてどのような審議がなされたのか等について、委員からの質疑に答えていただく形でお伺いさせていただきたいと考えます。

それでは、委員の皆様、質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。知名康司委員。

○**知名康司 委員** 会長、お疲れさまです。この条例を提出する段階でのスケジュールの表がございます。スケジュールが、まず5月21日、第1回の参画会議がありまして、その後第1回の部会、3回ほど作業部会が開かれています。その後について7月21日に第2回の参画会議ということで、その時点で条例案ができて、市長に対して答申という形となっておりますが、その中のスケジュール、まず参画会議のメンバーと作業部会のメンバーは同一なのか、それとも別の人なのか、その辺まず伺います。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** お答えします。基本的に作業部会のメンバーは、参画会議のメンバーの中から、全員が参加して作業するというのは非常に煩雑になって大変で、スケジュール調整が難しいということがあるのです。学識経験者、あと法律に詳しい弁護士、数人に絞って、それで作業を行います。なので、基本的に作業部会のメンバーは参画会議のメンバーと同じメンバーです。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** では、男女共同参画会議の委員ということで11人がいるのですけれども、この中の誰々ですか。

○**新垣誠 参考人** 私と矢野副会長と村上弁護士、それと米須委員、この4名。5名、あと1人ですね。私、矢野さん、村上さん、宇根さん、波平さん、以上です。すみません。どうもお待たせしました。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** ただ、第1回目からやられているのだけれども、最初のスタートの段階では男女共同参画ということでスタートなされていると思うのですけれども、それが最終的には男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の標題に変わっているのですが、その辺の経過のほうをお願いします。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** お答えします。おっしゃるとおり、これは国の法律、いわゆる男女共同参画社会推進基本

法に基づいた形で、それを受けての条例制定という形になりましたので、もちろんそれが根底にありました。しかしながら、男女共同参画という言葉が、これがいわゆる法律上の言葉であり、あと政府なり行政機関が自分たちの政策を行うために実は誕生、そして使われてきた言葉という形で、改めて今アンケートを取っても市民になかなか定着しない。しかも参加と参画はどう違うか分からないとか、参画という言葉に対して非常に難しさがあって、日常会話の中でも使われないということがあって、行政の用語なので、例えばはごろもぶらんの中に男女参画計画であったりとか、そういう形で言われているのはいいのですが、これが市民を巻き込んだ条例ということになったときに、市民に分かりやすい言葉がいいのではないかとということで議論がされました。それで、今は男女共同参画という言葉がまだ浸透していない中、憲法第14条であるとか、国際社会の在り方とかも勘案して、男女平等という言葉がまだ一般の方々にはなじみのある言葉ではないのかなというところから、この言葉を選んだということです。

あと、多様性に関しては、これは実は国の第4次計画にも出てきているのですが、いわゆるダイバーシティ・マネジメントという経済産業省が今非常に推しているいわゆる経済政策の一環として、行政改革推進法もそうなのですが、外国人労働者であるとか、多様な人材を活用して多様な社会をつくっていく中で日本の経済を盛り上げていこうという、その一つの考えです。

もう一つは、ユニバーサルデザインのまちづくりということで、誰にも優しいまちということで、この2つの流れから多様性という言葉を選んで、こういうふうに命名されております。

○**桃原朗 委員長** 知名委員。

○**知名康司 委員** これまでの流れからしても男女共同参画で当局も進められて、当然その男女共同参画ということで条例も出来上がるのかなと予想を、我々もそういう見方をしていたのです。ところが、上がってみますと、この標題になっているものですから、少し戸惑いもあるし、逆に驚きといいますか、なじみがなく、そういう戸惑いもございました。

条例の内容に触れたいのですが、この条例の定義、第1条のほうに定義というのがございまして、定義の中の第3号、性別等とうたわれております。この性別等というのが、ほかの北谷町だと性別で止められて、等というのは入っていないのです。この等自体が、定義にもございますように、身体の性、性自認、性表現、性行動及び性的指向まで言っているものですから、逆に市民に対してそこまでやる目的が不明であるのではないかと思っているし、心配しているのですが、その辺の議論はどうでしたか、委員の中で。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** お答えします。非常におっしゃるとおりで、国の計画の中には、第3次、第4次と、第3次から実はこの性的マイノリティーに対する記述が入っているのです。それで、マスコミ等などの社会的な盛り上がりというか、注目度もあって、地域行政がその条例をつくっていく上で、国の基本法に沿った形でつくることというのが1つ挙げられていることもあり、どうしてもいわゆる上位計画である国の計画を無視してつくことはできないということで、ある程度性的マイノリティーの記述を入れないといけないだろうということはあるのですが、しかしながら全体としては、私たちも十分世間の方々が性的マイノリティーということの注目に関しては、確かに反感を持ったりだとか、まだまだ違和感を持つ方々がたくさんいるということは承知の上で、どうやってバランスを取っていくかということを考えて、なのでこの多様性という言葉を使わせていただいたときも、性的マイノリティーというのはあくまでその一部であり、私たちの言っている多様性の中の最も大部分を占めるのは実は女性であるということです。その中で性的マイノリティーを

無視することはできないので、入れているということであり、自分たちのフォーカスは決して性的マイノリティーにあるわけではないということです。作業部会においてもそうですし、参画会議の中でもそれは確認されております。

○**桃原朗 委員長** 知名委員。

○**知名康司 委員** 様々な考えがあると思うのですけれども、先ほど言ったように性的マイノリティーまで、自分としては別の立場で見たほうが、男女共同参画基本法からすれば、そういう趣旨に反しないのではないかという考えでもあります。

○**桃原朗 委員長** 石川委員。

○**石川慶 委員** ありがとうございます。私は、会議の在り方についてお伺いしたいのですが、先ほど知名委員とのいろいろやり取りありましたけれども、これだけの短時間の間でもこうやっていろんな議論がされている中で、5月21日に市長のほうから参画会議のほうに諮問がありまして、男女共同参画の条例制定について第1回目参画会議であります、それからこの素案については、恐らく作業部会で3回でつくっていったと思うのですけれども、そこで第2回参画会議を開いて、その1回の参画会議ですぐ決定をして答申をしているということに、回数的にも先ほどのちょっとの間でこれは議論をされているのに、内容を本当に確認できているのか、回数は妥当だったのかなというのをお伺いします。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** お答えいたします。先ほど申しましたように、11人いる委員の皆さんの中で5人ということで、約半分のいわゆる参画会議のメンバーがこれに関わっているということであって、3回の作業部会で素案をつくる中で、この5人のメンバーに関しては合意を取りながら来たという形になりました。残りの委員の皆さんからは、参画会議を開いたときに様々な意見がそこで出ました。しかしながら、大筋作業部会が行ったことを説明して、それで今回あったようにタイトルでありますとか、そういうことに対する違和感とか、異議申立てというものはありませんでした。これに対してもしっかりと時間を取って、それぞれの委員の声を聞いたという形にはなっておりますというふうに思っています。

○**桃原朗 委員長** 石川委員。

○**石川慶 委員** 新垣委員長としては、ちゃんと説明をしてしっかり納得をしていただいたというような認識ですか。ちょっと気になるのですが、部会のほうは先ほど説明のあった5名ないし6名のメンバーで素案をつくっていたと思うのですけれども、それ以外の皆さんは第2回の審議会の中でこの素案を見て、それぞれの例えばPTA会長さんだったらPTAの代表である。本来でしたら一度この素案を持ち帰って、代表ですから、そういったやり取りも必要だったのかなというふうに私は思っています。その辺はどうでしょう。その辺はしっかりなされているという認識なのか、それをお伺いいたします。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** そこまで案に対する丁寧な作業が可能であれば、それもいいかなと思うのですが、あくまでこの委員のメンバーというのは、その組織の代表の方がいらっしゃるということでありまして。なので、その代表の方が組織の方々の意見を反映させた形で、今回この委員会においての審議を行うというふうに我々は理解しております。

○**桃原朗 委員長** 石川委員。

○**石川慶 委員** 条例のほうなのですが、その中で市の責務、また市民の責務であったり、教育関係者の責務、

そういった形がいろいろあります。その中で、自治会の責務というのがあるのです。今、それぞれの代表という方で話し合ったのですけれども、自治会長さん、そういった方がこの参画会議、審議会に入っていないというのが非常に懸念がありまして、といいますのもほかの審議会等々でしたら、自治会長だとか、そういった方々が審議会のほうに委員として任命されているのですけれども、これが今回なくて、条例の中に責務は入ってくる。その辺はどういったものなのかなというふうに見ていまして、ちょっとお聞かせいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** 確かに宜野湾市といえば、自治会の活動が非常に活発ということで、地域がベースとなって市が成り立っているということは十分理解していて、やはりその辺は気になりましたので、素案ができたときに事務局にお願いして、ぜひ自治会の会議があるときに自治会長がいる前で報告をして、いろいろ意見の聴取をしてほしいということで、実はそれが行われたというふうに私は理解しております。それに合わせてパブリックコメント等で一般の、なかなか市民全体からの意見を聴取することは難しいというふうには思うのですが、おっしゃるとおり自治会に関しては丁寧な報告、説明をして、意見を聞いてくれということはお願いしました。

○**桃原朗 委員長** 石川委員。

○**石川慶 委員** 分かっただけでよろしいのですけれども、今自治会への丁寧な説明、そういったのを第2回審議会が始まる前、素案ができた時点でやっているのか、答申した後に説明を行っているのか、分かればお願いします。それともこれは当局に確認したほうがよいのかな。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** そうです。

○**桃原朗 委員長** 石川委員。

○**石川慶 委員** パブコメについてもそうですよね。これは当局でやっていますので、私、意見としてパブリックコメント、これは日数が非常に少ないなというふうに感じているのです。8月20日から30日、10日間しかやっていないものですから、そこもちょっと少ないと感じます。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平安座委員。

○**平安座武志 委員** では、私から少し確認させていただきます。まず、この条例案を見て疑義に思ったことを単刀直入にお伺いします。多様性という言葉が入ったということで、私たちの中では、これは先ほどから性的少数者の方々の条例というふうに、まず最初に単刀直入に思ったという。その件はいろいろと担当部局のほうともやり取りさせていただきましたけれども、そういったことではないという答弁を一応いただいているのですけれども、この会のメンバーに入っている方、例えば那覇市のパートナーシップ制度、あとは今回上程を断念されましたけれども、浦添市性の多様性の条例、そこに深く関わっている方、新垣先生もそうだと思いますけれども、副会長の矢野さんも積極的に関わっている方だというふうに私は認識していますが、どうなのですか。見た感じで言うと、私は幅広い入り口の条例をつくって、最終的にはそこに持っていくのではないかという懸念が頭の中にあるものですから、そこが最初からあるのであれば、そこで議論していくべきだったのですけれども、男女共同参画という誰もありふれた世界的常識になっているものをくっつけて出されてきて、ちょっと分かりにくくなっているかとは思っているのですけれども、新垣先生自体ははっきりと明言していただければ、これははっきり言ってマイノリティー、性的な、そこは全く別次元の条例案だ

と言い切れますか、まずそこをお願いします。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** 矢野先生は確かに作業部会で作業する中でも、彼女は那覇市のパートナーシップ制度等関わっていますが、自分はその両方にも実は関わってなくて、彼女のほうから様々な、例えばこの名前もそうなのですが、初め男女平等とすることに対して、彼女はそれに異議申立てがありました。なぜかという、男女平等という言葉の中には、男女を固定化するという実は意味合いがあって、そもそも男女しかいないのかと。本当ならば様々な性を持つ個人だとか、多様な個人だとかという言葉で表現すべきではないかと。いろんな議論が出たのですが、それは一般市民の方々の理解を得られないと。確かにLGBTの話というのは、今社会で注目度が高いというはあるのですが、多様性を抱えているいわゆるダイバーシティ・マネジメントの中で、最大限能力を發揮しないといけないマイノリティー、いわゆる多様性に含まれる人は女性だというふうに私は考えております。多様性の中で女性がいて、様々な年齢の人がいて、障害を抱えた人や、あと外国人労働者というのが多分いるとっていて、この人口というのが、これから日本の経済発展には非常に欠かせないものだ。

その中に確かにさっきも言いましたように、国のいわゆる第4次の計画として性的マイノリティーの話は入っていますので、それも入れましたけれども、これは明らかに私は最終的にいわゆる審議会にかけたときもそうですし、最終的に素案を事務局に渡したときもそうなのですが、その中にはパートナーシップ制度を推奨するような、そういう前提はありませんし、那覇市や浦添市がやっているような動きにつなげていこうという、そういう意向は一切ありませんでした。ここで言う多様性は、性の多様性もある程度一部含まれるのですが、それは性の多様性を意味することではなくて、あくまで様々な背景を持った個人、その個人一人一人の能力を生かすためのということです。その最大の人口は誰かというとな女性という、そういう考えの下で男女平等、このときも個人とはしていません。

男女というのは、あくまでこの社会の中で理解を得るためには、やはり一般の皆さんが考えているのは男と女だと。まずは、そこの間の平等。そして、それ以外にもいわゆるねたての都市じのーんがいいということで、これから国際社会の中で様々な経済活動をここで行っていき、経済的な発展が増えれば、経済産業省が言っているようなダイバーシティ・マネジメントと、あとはユニバーサルデザインのまちづくりというのが、非常に重要になってくるのではないのかなという思いで、私個人はそういう思いでこの多様性という言葉を使っている。実は本来ならダイバーシティという言葉を使いたかったのですが、さすがにこの片仮名は分からないだろうと。しかも、男女平等よりも、例えばジェンダー平等でもいいと思うのです。むしろジェンダー平等のほうが、私は的確だと思いました。しかしながら、ジェンダー平等とダイバーシティを尊重するとかになってしまうと、片仮名ばかりで意味が分からないだろう、一般市民の方々は。ということで、では男女平等なら通じますと。ダイバーシティという片仮名よりも、まだ多様性のほうが通じるかなというところで、こういう文言にさせていただいたという経緯があります。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 説明ありがとうございます。やはり最初の男女共同参画という市長が諮問したものからは、大分枠が広がっていったような感じが説明を受けてしているのですけれども、先生はそういうふうにおっしゃいましたが、条例というのは市の法律になるわけでありまして、あまりにも解釈に拡大幅を持たせてしまうと、見る方々でいろんな取り方をしてしまうと。ですから、条例というのはまず分かりやすくす

ることが、私は大事だと思っております。

この条例を見ますと、私たちの中でも幅広く取り方をしてしまっ、先生はそうではないとおっしゃっておりますが、こういうふうに私みたいに考えを取る方もいれば、いろんな考え、要するに矢野先生が審議会に入っているということで、やはりそこに向かっていくのではないかという考えも出てきますし、現に矢野先生はパートナーシップ制度の法的根拠は条例だと、パートナーシップ条例をつくってほしいというある答弁を私は見ましたけれども、そういうふうに答弁をしている方ですので、今、ではないと会長の新垣さんは言っていますけれども、条例ができてしまえば、これは議会の議決が要らなくても、後からどんどん付け足してできるわけなので、そこを相当危惧しているのです。ですから、本当に男女共同参画、大切な条例だと思います。市町村等で宜野湾市が制定されていない中で、男女共同参画に対しては条例制定を私たちは大変前向きに捉えてはいたのですけれども、今回のこの条例案を見てしまうと、将来、今の私たちが議論する中でいろいろ危惧する部分が出てきているというのはちょっと残念なところであります。

それだけ指摘させていただきかけたのですけれども、市長のほうとも何回かお話しさせていただいています。市長もそういう考えはないという考えではありましたが、例えば市長が替われば、また要するにそこに議会の議決を経ないで条例に付け加えられていって、将来的にそういう形になってしまうのではないかと考えている方々もたくさんいるということで、その辺なのです。新垣先生の説明は確認はしましたけれども、この多様性の中には性も入っているというふうにおっしゃっていただきましたので、性に関して言えば、これは先ほどからおっしゃっているとおり、まだ二分するような考えを持っている方々が多数いるわけです。今メディアの中で広がりがあるような感じでよく報道されますけれども、そうではないという意見もたくさん。ですから、そこまで一応入っていないわけではない。入っている条例になるものですから、そこを私たち議会が市の条例として、法律として制定していいのかどうなのか。そこに私たち議員が危惧しているところなのですけれども、難しい問題なのですけれども、私は性の多様性とか、そういうマイノリティーの方々を否定しているわけではなく、ただ多数の意見がある中の半分だったら半分でもいいのですが、半分の方々の考えを市の条例として、法律として制定していいのかどうなのか、そこなのです、今言ったところは。どうですか。

○桃原朗 委員長 新垣参考人。

○新垣誠 参考人 おっしゃるとおり1999年、基本法ができてから、2000年に入ってかなり性的マイノリティーに関しては、一般の方々の理解を得られていないという部分もありつつ進められてきた部分というのは、非常にあるというふうに感じております。条例となって、それが機能しないと意味がないというふうには思っております。しかしながら、基本法に定められていますように、地方行政は国の基本法に沿った政策を打ち出すべきだというものと、あともう一つは地方分権の時代だったというのもあって、地方の課題を取り込みつつ条例なり施策選びなりをしていくべきだというのが基本法に盛り込まれておりますので、そういう意味ではさすがに国のほうが第4次計画のほう、第3次計画から実はもう入っているのです、この性のマイノリティーの話は。なので、さすがにそれを無視はできないだろうという形で、正直なところ私としては取り込んだというのがあります。

しかしながら、あまりにもこれがまた進み過ぎたような内容にしてしまうと、多くの市民の方々の理解がほぼなくなり、逆に条例としての機能を果たさなくなるという部分には大きな危惧が非常にあります。それと同時に、全くこの性的マイノリティーの話を省いてしまっているのかとなると、沖縄県の市の中で一番宜

野湾市が後発であるということも勘案しまして、時代の流れを見ていくと、ここで入れないとすると、これまた市民の方々のほうから、逆に様々な問題提起が起こるのではないのかという実は懸念も私のほうにはありました。そのバランスを取りつつ、あくまでそれを強調させる形ではなくて、折衷案という形で今回つくったのがこの案という形になります。

それで、正直なところ私のほうも、この先そういう那覇市や浦添市の動きのほうに持っていく、そういうことも考えておられる。恐らくそれよりももっと優先されるべき多様性、いわゆるマイノリティーの方々がいるだろうと。それは多くの場合女性であるということはどうにか強調しつつ、その後は、それをどう運営していくかということが一つ課題になるとおっしゃっていましたが、その辺のところはしっかりと議会のほうでまた審議していただいて、様々な市民の声を反映させた形で市の運営をしていただきたいというのが、そのぐらいしか私には実は言えないというのが正直な気持ちです。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 今、折衷案で要するにやったという答弁されていましたが、折衷案でなかったほうがよかったのかなど。要するに懸念があるのであれば、そこを堂々と見せて、そこを議論するようにするのであればいいのかなど思っておりますし、男女共同参画であれば、男女共同参画を見えるようにしてこの条例を制定し、また、別の件は別の件でやってもらえれば、もっと分かりやすかったのかなという思いがあるのですけれども、一緒にして折衷案とおっしゃいましたが、そうすることによって幅広く取られてしまっている条例案になってしまっているの、そこは今私としては残念なところであるの、あとは皆さんの審議のところだと思うのですが。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。御意見ないですか。平安座委員。

○**平安座武志 委員** 誰もないようなので、もう一つだけ気になっている点がありまして、この条例案に「ヘイトスピーチ」という文言が入っています。ヘイトスピーチは私の知る限りでは、ヘイトスピーチという言葉が入った条例というのは、県内ではまだ制定されていないところだと認識しているの、ヘイトスピーチは確かにいけないことで、これを禁止するというか、こういうのは私も賛成ではあるのです。ただ、ヘイトスピーチというのは、今県外のほうでも結構議論されていまして、例えば表現の自由との境目はどこなのかとか、あと川崎市のほうでも罰則をつけたりとか、いろいろ大ごとになってやったものではあるのですが、ヘイトスピーチというのが、今回この条例案に1行だけ入っていて、ヘイトスピーチというのはこの1行だけでただ用いるようなものではなくて、本来であればヘイトスピーチ条例みたいな形の物すごい中身にしていかないと、ヘイトスピーチはどこからヘイトで、どこからヘイトではないのかという区別もしにくいですし、その辺懸念があったの、ヘイトスピーチに関してはどのように、この入れられた理由とか、その区別をどうやって条例制定するか、どうやっていくのかというのを説明できるのであれば、説明いただきたいの、すけれども。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** おっしゃるとおりで、男女共同参画の話が非常に難しいのは、本当にいわゆる健康から労働の問題から人権の問題、多岐にわたって、縦割り省庁ではなかなか1つが管理できず、だからこそ内閣府、総理のお膝元でそれが動かされているという、背景があると思うのですが、それと同様に性の多様性もそうなの、すけれども、いろんな問題を含めてしまっているのです。そもそも国の計画とか。そこで、こっちのほうもそれを受けないといけない。国の方針にちゃんと従わなければいけないという規則があるので、

それでこっち側も先ほどおっしゃったように、折衷案を持ってきたりだとかいうことになっているのが一つなのです。

それで、ヘイトスピーチに関しても、これはいわゆるダイバーシティ・マネジメントを考える上で、もしユニバーサルデザイン、いろんな人たちがこの先例えば外国人労働者もそうなのですけれども、この宜野湾というまちで、そこで経済活動を行ったりとか、一緒に住んでいるのであれば、今問題になっている、韓国に向けているヘイトスピーチの問題というのは、恐らく起きるのではないのか。しかも、それは例えばただ外国人だとか、そういうことであれば、そこまで男女共同参画に関係ないかもしれない。しかし、女性に対するいわゆる差別的発言というのが、まだ沖縄県内にはあるということの認識が参画会議の中にもありまして、例えば昨年の衆議院の補欠選挙、第3区で行われたときに、いわゆる島尻候補に対して女は台所に帰れと、女に政治は無理だと、ああいう立て看板がたくさん立てられること自体、あれは十分なヘイトスピーチとして、いわゆる女性に対しての差別発言で、しかも立て看板なので、あれは到底看過することができない。そういうのも含めて、もちろんこういうのが激化して川崎のように在日コリアに対してとかなってしまうと、またそれはそれで別の条例が必要になってくるのだと思います、おっしゃるとおり。しかしながら、男女差別がいわゆる激しいと言われてああいう社会現象が出てしまうことであれば、これはいわゆる男女共同参画の中で無視できないことではないのかなということ、今回こういうことを入れさせていただきました。

○平安座武志 委員 以上です。

(委員長交代あり)

○知念秀明 副委員長 桃原朗委員。

○桃原朗 委員 今日はありがとうございます。少しだけ、条例の第2条の第5号で積極的改善措置という文言がうたわれているのですが、その中で一定の範囲で特別な機会を提供すること等によりとありますけれども、どういったのをイメージして提供を考えているというのが想定されますか。

○知念秀明 副委員長 新垣参考人。

○新垣誠 参考人 実はこれは非常に難しい問題で、いわゆる男女平等の平等という概念自体で様々な議論が起きるのもそうで、平等は機会の平等なのか、結果の平等なのかという話が出てくると思うのです。今回の積極的措置というのは、どちらかというとも結果の平等のことを言っていて、例えば政府が言う「2020年30%」のようなああいう考え方というのは、能力に関係なく生産性でそれぞれの数を保障しなさいという形なのです。なので、これがいわゆる結果の平等ということで、こういう施策を打たないと、結局男女共同参画社会の実現は程遠いですよという形には実はなっている部分なのです。それと同時に、ダイバーシティの多様性が入っているということは、多様性の部分というのはいろんな人たちの能力を生かすということで、あれは機会の平等ということなのです。うまくこの2つのバランスが保たれないといけないというふうに思っているのですが、いろんな議論がやはりあります。積極的措置の中で、いわゆる結果の平等というのをどこまで推しているのかと。数値目標を設定するということになってしまいますので、その辺のところは具体的なところは本当に慎重な審議が必要なのかなというふうに思います。

特に経済活動を行っていく上で、結果の平等みたいなものを初めから保障してしまうことは、昔の共産主義ではないですけれども、そういうことにもなりかねないわけです。でも、国のほうは、それで数値目標を出しています。恐らくそれが一つの具体的なイメージとして出るものであり、それを執行部のほうも何年までに何%の女性の管理職を増やせとか、そういう数値目標の設定というのは上のほうから下りてきて、やら

ないといけない義務にはなっているのですけれども、それは各自治体が自分たちの現実をにらみながら決定していくことかなというふうに思っております。

○知念秀明 副委員長 桃原朗委員。

○桃原朗 委員 それと、この責務は義務を課すことかというその内容なのですからけれども、責務に関する規定には市の責務だとか市民の責務だとか様々なものがありますけれども、そこをもうちょっと具体的に教えていただけませんか。

○知念秀明 副委員長 新垣参考人。

○新垣誠 参考人 男女共同参画社会の実現の中においては、やはり行政だけが取り組んでも無理だろうと。そういう意味での条例があり、そういう意味での様々ないわゆる市を構成する、共同体を構成するそれぞれの主体が関わっていかないといけないということで、もちろん条例ですので、特にこれは理念条例ですので、いわゆる刑罰が伴ったりだとか、罰則が伴ったりということはもちろんありません。しかしながら、男女共同参画社会を実現する上で、各主体というものが持つ責任分担というものをしっかりと理解していただいて、それをみんなで取り組んでもらって、それで初めてそういう社会が実現するという、そういうことであり、この責務という部分の項目は、どの条例にも見られることです。すみません、説明不足になっていませんか。

○知念秀明 副委員長 大丈夫です。

○桃原朗 委員 ありがとうございます。

(委員長交代あり)

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 お疲れさまです。この条例をつくるに当たって、新垣参考人がこの条例ができて、宜野湾市はどうなってほしいということを端的に話していただければ、お願いします。

○桃原朗 委員長 新垣参考人。

○新垣誠 参考人 これは、2つの側面があるというふうに自分は考えております。1つは、多様性の部分で強調したかったのは、経済産業省が推しているように、この先日本が少子高齢化で恐らく社会保障の問題だとか、様々な問題を抱えて活力を失っていくのではないかと。そういう意味でも、私たちがいわゆるダイバーシティをもっと尊重しつつ、多様な人材を活用しつつ、もっと経済を盛り上げていく必要があるのではないかと。そういう経済的側面が1つあります。

もう一つあるのは、それと同時に人権が無視されるほど経済だけが強調されていくというのは間違いであると。その部分で重要なのは、全ての人々がそこで人権を保護され、経済活動を盛り上げながらも一人一人の、個人個人のいわゆる個性が活かされる、社会の中で幸福を感じられるような、いわゆるそういう言ってみれば世界に開かれたねたての都市として、この宜野湾市が一番最後の条例制定というところに願いを込めて、この先国際社会との協調も果たしながら、あと地元の沖縄県はDVがやっぱり多いとかいう、そういういわゆる暴力の問題とかも取り上げられることが非常に多いですが、そういう部分でも全ての人が幸せを感じられるような、そういう社会づくりができればいいなという、個人的にはそういうふうに思っております。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。全ての宜野湾市民に幸せになっていただきたいということが感じられました。そこには経済も入っているのが分かりましたし、新垣参考人がこの宜野湾市のことを考えて、たくさんの方々の意見を踏まえてこれをつくっていったのだなということが理解しましたので、以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。知名委員。

○**知名康司 委員** 理念条例ということで、宜野湾市が最後の条例の制定ということでありますけれども、中身に関しては私個人としては、やはり対象はどうしても一般市民が対象ということでありますので、そういう特別な存在、特別な人たちが対象ではなくて、一般市民向けに条例内容もこれよりはもっと分かりやすくやったほうが、条例としてはよかったのではないかなと、少し感想も持っています。これは本当に我々が読んでも分かりにくいところもございまして、それを普通の一般の人ということで、本当に理解できるのかなと疑問に思うところが実はあるのですが、そこら辺をもうちょっと分かりやすく、せつかくの条例なので、やってほしかったなというのが私の感想としてはございます。その辺はどんなふうに。

○**桃原朗 委員長** 新垣参考人。

○**新垣誠 参考人** おっしゃるとおりだと思います。この男女共同参画の理念というのは、国自体がそうですが、国際社会の動向を受けて、その圧力の下に一つはスタートしたということもあって、やたら横文字が多かったりだとか、輸入されるような外国語が多かったりということで、なかなか浸透するまでに時間がかかることかなというふうに思っております。しかしながら、先ほど平安座委員もおっしゃっていましたように、国際社会との協調の中で、これは私たち国、そして自治体が積極的に取り組んでいかないといけないことであるということで、この条例が制定された後、ぜひ官公庁の方々に頑張っていただいて、このことに関する啓発の事業をたくさん打っていただいて、宜野湾市民の方々が、こういう男女共同参画に関する理解を深めていただけるように動いていただければなというふうに個人的には思っております。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 最後に一言だけ。今日はありがとうございました。新垣さんの理念、この条例に係る思い大変理解しております。納得しております。条例制定された後は、いろいろ啓発活動を皆さんにしていくという話ではございますが、私としては要するに多様性という個々のものを全部理解することだけが、言っていることはきれいな形になると思うのですけれども、理解することだけが多様性を尊重することではないと思っております。意見が違う意見と、必ずしも全部理解していきなさいという世の中は、私はちょっと違うものなのだろうなという思いがあるものですから、新垣さんの理想とは私は違う考えを持っているのですけれども、この条例ができて要するに啓発活動していったら、この多様性という言葉を尊重しながらやっていく社会、理想的には大変すばらしいものだと思います。ただ、いろんな意見があるということだけは最後に言わせていただいて、そのいろんな意見がある中でみんな暮らし、それを認める方もいれば、認めない方もいる。いろんな要するに個性があってできているのが、今の社会の中であるということだけは最後に言わせていただいて、質疑を終わらせていただきます。

○**桃原朗 委員長** ほかに。なければ、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第21号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後2時53分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午後2時58分）

○**桃原朗 委員長** 請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願の議題がありますけれども、紹介議員の出席要請についてお諮りをいたします。

本件は宜野湾市議会会議規則第140条第1項に基づき、紹介議員から説明を伺うため、次回の委員会に出席を要請したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

（散会時刻 午後3時02分）

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年6月17日（水） 2日目

午前10時02分 開議

午前11時16分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○説明員（0名）

○紹介議員（1人）

紹介議員	桃原 功
------	------

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

議案第45号 消防署我如古出張所第1期改築工事（建築）の議決内容の一部変更について

請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

第428回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年6月17日（水）第2日目

○**桃原朗 委員長** おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

昨日お諮りしましたとおり、本日は宜野湾市議会会議規則第140条第1項に基づき、請願第9号の紹介議員である桃原功議員に御出席をいただいております。

それでは、請願第9号の内容について、紹介議員、桃原議員より説明をいただきたいと思います。桃原功議員。

○**桃原功 紹介議員** 本日は、請願第9号、島ぐるみ会議・ぎのわんが提出をされました米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願について、紹介議員の一人として説明をしたいと思います。よろしく願いいたします。

請願書を全て読み上げると大変長時間になりますので、2枚目に添付してあります意見書というのがあるので、これが要約してコンパクトにまとめていますので、この部分から請願の趣旨、内容を提示していきたいと思います。標題は割愛いたします。本文から読み上げます。

米海兵隊普天間基地については、1996年の日米両政府によるSACO返還合意から既に23年が経過している。返還合意の原点は、何よりもまちのど真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市民の早急な危険性除去を最優先に図ることであったはずである。この23年の間に、その原点と市民への返還への切実な願いはいつの間にか置き去りにされ、返還という約束はいまだに実現せず、時間だけが過ぎている状況にある。

2017年12月には、普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターのものと思われるプラスチック製の円筒の部品が、宜野湾市の緑ヶ丘保育園の園児約30人が遊ぶ園庭のすぐそばのトタン屋根に落下する事故や、同じく宜野湾市新城の普天間第二小学校では、児童約50人が体育の授業を受けているグラウンドに、同ヘリコプターの窓枠が落下するという重大事故も発生している。騒音についても改善の兆しは見えず、夜間騒音が激しくなっており、22時以降の騒音も毎日のように観測され、騒音規制措置で取り決めた制限時刻を超えた時間帯における飛行が繰り返されている状況である。外来機の飛来も激増し、普天間飛行場を取り巻く環境は、人口が増加する中、年々悪化の一途をたどっており、危険性除去や負担軽減を求める市民の願いとは逆行している状況である。

そのような中、日本政府は辺野古新基地建設について、大浦湾側の軟弱地盤の存在が判明したことに伴い、工事は埋立てからの合計で13年以上かかる見通しを有識者会議に説明した。返還合意から23年が経過しているにもかかわらず、一向に原点である危険性除去への道筋が見えず、いつ何どき窓枠落下のような大事故を

繰り返すか予断を許さない状況を、さらに13年以上も放置することは断じて許されないという内容でありますので、ぜひ委員の皆様方には審議していただき、同意いただきますようお願いいたします。以上です。

○**桃原朗 委員長** ただいま桃原議員から御説明がありましたけれども、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 確認させてください。今、意見書、紹介議員の桃原議員からあったのですが、その中には辺野古新基地建設に反対とか、そういった文言はないのですが、前文のほうに辺野古新基地建設に反対の趣旨の文言が結構あるのですが、この意見書は辺野古新基地建設に反対を前提に基地即時閉鎖・早期返還をしてくれということの趣旨なのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 桃原功議員。

○**桃原功 紹介議員** 意見書の中にも書いてあると思いますが、意見書の中の中段よりちょっと下のほうに段落が変わっているようなところ、そのような中というところですが、日本政府は辺野古新基地建設について、大浦湾側の軟弱地盤の存在が判明したことに伴い、埋立てから13年かかる見通しを有識者会議に説明した。この13年、12年と菅官房長官は考えているみたいですが、菅官房長官も会見の中で12年かかるということで公言しています。そういった意味で、辺野古ができるまで12年以上も待てないと、この本文では、意見書では13年以上と書いてありますけれども、12年でもあるいは13年でも、どのくらいかかるか、このような長い時間は待てないということで、辺野古新基地建設についても反対ということはこの本文の中では請願していると思います。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 辺野古新基地建設の反対も一緒にこの文章の中にあるということでできているようですね。13年、そのような中から、その2行にわたってがその意味だということで理解していいわけですね。

○**桃原朗 委員長** 桃原功議員。

○**桃原功 紹介議員** はい、そう理解してよろしいと思います。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** これから13年以上かかる見通しということで、長期間にわたっての期間がかかるという文章があるのですが、この意見書を出すときには、13年以内に閉鎖、返還できる代替案というのか、13年以内に閉鎖、返還できる対案というのはお持ちなのでしょうか。また、それ以内にできるという根拠があるのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 桃原功議員。

○**桃原功 紹介議員** この本文あるいは意見書案を見る限りでは、代替案というの、具体的な場所とかというものは示されておりませんので、代替案は示されていないと思います。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 12年、13年というのは本当に長いという感じがするのですが、実際に現実には期間がある程度見える返還、閉鎖の事業というのは、これしか現実的には私たちには見えないのです。本当に2～3年、4～5年とか、見える形での代替案があれば、まだ理解はできるのだけれども、それが見えない部分で、これまで返還合意して23年になるのだけれども、同じことの繰り返しでずっと23年来ているので、本当に早く閉鎖、返還できる道筋が見える対案というのを、ぜひ皆さんの案をつくってあるのか聞いたかったなというのがあるのです。ただ反対、反対といって、いつまで反対すればいいのかははっきりしないものだから

ら、それよりか現実的にあと12～13年というふうなケースが見える部分に対してが、我々が期待できる部分なので、その閉鎖、返還するための早くできる方法というのを、皆さんは対案というのを持っているのかお聞きしたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 桃原功議員。

○**桃原功 紹介議員** 平良委員が御指摘のように、具体的に対案というのを示せたらいいなどは思うのですけれども、私も紹介議員でしかないものですから、団体がつくった対案がない意見書というのは、平良委員が指摘するのも十分に理解はできます。ただ、皆さん覚えていると思うのですけれども、2017年6月の国会答弁で、当時の稲田元防衛大臣が8つの条件をクリアしないと、普天間は返還しないのだというような大臣としての答弁もありましたので、8つの条件の一つに、普天間は2,800メートルの滑走路の長さがありますけれども、辺野古は1,800メートルの計画で、緊急時には機能しないというような指摘もありましたので、そうすると稲田元防衛大臣の言葉を推察すると、辺野古ができたとしても、普天間は返されないのではないのかというような懸念も私は持っているのですけれども、そういった国からしても、いわゆる対案は今示していませんけれども、やはり返還を求めていく。12年も待てないと。

もう一つは、今朝のニュースでもありましたけれども、皆さんも見ていると思いますけれども、秋田県と山口県のイージス・アショアの計画の頓挫、経済的な部分あるいはイージス・アショアの正確性といいますか、コストが合わないというような指摘も言っていましたけれども、我々沖縄県民もずっと反対していますけれども、この辺野古新基地建設はイージス・アショア以上にコストがかかる。その辺を政府にはもう少し聞く耳を持っていただきたいというような強い気持ちがあります。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 我々宜野湾市民としては、本当に当事者で戦後75年ずっとそういう状況の下生活をしてきた市民としては、一日も早くここをどいてもらいたい。それは同じなのです。ある程度の期間が見えるのは、今の現状では辺野古の代替施設なのです。いつまでも閉鎖、返還してくれと言葉だけ言って、これが返還されるのであれば、23年待たなくて恐らく返還されてきたはずです。こんな長いこと待って、またこれからもずっと言い続けるのか。地元だから、そういう気持ちがあるのです。周囲は我々とは少し違う目線があるかもしれませんが、多少は。我々地元としては、本当に一日でも早く、ずっと23年間も言い続けてきたことで、1ミリとも動かないというのをいつも言っていることなのですけれども、それが気持ちとしてあるので、目に見える時期に、ある程度我々が聞いているその年数では返還されると。それなら、少し期待があるので。見ると、現実的に動いている状況ではないかというふうに私は思っているのです。対案があって、このようになっているというのがあれば、乗ります。そういったのが示されない中で、ただ反対だけというのが少し見えないもので、これは同じような答弁だったから、私の気持ちとして。私は以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 1つ、先ほど13年というふうに意見書のほうに入っていますけれども、正確的に言うと工期が9.5年で、埋立て工事終了が8年で、撤去手続完了までが12年ということで、これは正式な政府の発表のものなので、訂正させていただきます。

あと、今話の中で稲田朋美前防衛大臣の話がありましたけれども、国会答弁で発言した言葉では私も存じておりますが、こちらの全文を読めば、そういう意味で言ったものではないというのはすぐ分かるのですけれども、一部切り取りのメディアによって、普天間飛行場が代替施設ができて閉鎖、返還できないという、

ある意味そういったものが流されていますけれども、こちら国会答弁で稲田防衛大臣は、確かに8つの条件があるのですけれども、その条件は当たり前だと思います。それがクリアできなければ、それが前提の返還条件で、どういった事業であっても条件がクリアされなければ、それは行われたいというのは当たり前のことでありまして、稲田防衛大臣の答弁では、要するにその返還条件が今日米間ではスムーズに進んでいっているという前提の中、例えばそれに困難が生じた場合は、条件が整わないということで返還されないのではないかと答弁をしているわけでありまして。

稲田大臣は、その当時、辺野古移転後の普天間飛行場が返還されないということは、政府としても大臣としても想定していないと。日米間でもそういった課題の問題は生じていないという発言をちゃんとされているので、一部分だけ切り取ってやったことにより、私はいろんなことが沖縄県民に広がったのだと思いますけれども、そこは明確に違うということを一応否定させていただきますが、桃原議員、何かありますか、反論は。

○**桃原朗 委員長** 桃原功議員。

○**桃原功 紹介議員** 反論といいますか、平安座委員の解釈と若干の相違があるかもしれませんが、ただ言わせていただきますと、稲田元防衛大臣が発言をした8つの条件の中には、さっきも言いましたけれども、普天間は2,800メートル、辺野古ができて、辺野古の計画は1,800メートルであると。そうすると、ヘリは離発着できても、ヘリ以外の緊急時の対応が困難なので、そのときには民間施設も整備するというのがあります。それは、残すという意味なのか示していないのです。普天間の代替施設で辺野古が造られたとして1,800メートルで、緊急時の対応で民間施設の整備というのを考えると、他府県では到底考えにくい。そうすると、緊急時の対応ですから、県内の対応と考えると、那覇空港がそのように造られてしまったら大変なことになる。全ての滑走路を軍が使いかねないというのがあって、確かに稲田元防衛大臣の8つの条件というのは、場所は示していませんけれども、緊急時には民間施設も整備するという文言があるので、その辺も1つ懸念しています。

もう一つ、すみません。1点あるのですけれども、アメリカ政府の監査院にGAOという団体がありまして、このGAO、米政府監査院が2017年に辺野古新基地建設の計画を見直しをすべきだということで、591対5で見直しの声明を公表しているのです。アメリカでは、こういったGAOが見直しをするべきだというのが過半数以上を占めている中で、日本政府が執拗に辺野古が唯一というような見方をしています。

さらには、平良委員の先ほどの御指摘ですけれども、対案がないのかということですが、秋田県と山口県のイーグス・アショアの政府の対応というのは、秋田県知事は反対はしました。ただ、沖縄県みたいに反対運動は起こっていない。そういった中で、対案も向こうは示しているわけでもないというのを考えると、我々県民にあるいは宜野湾市民にあるいはこの島ぐるみの団体に対案を示せというのは、少し酷なお話ではないのかなと個人的には感じているのですけれども、反対を表明して即座に見直しというような場所もあれば、沖縄県みたいにこうやってずっと反対あるいは反対運動をしても、なお押しつけ続けるというのは、政府の対応に対しては非常に怒りというか、なぜ沖縄県民の声を聞けないのかという強い怒りがあります。すみません。平安座委員の質疑の答えになったかどうか分かりませんが。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 先ほどから言っていっぱいありますけれども、代替施設辺野古、2,800から1,800メートルに滑走路が短縮されますけれども、そもそも基地整理縮小ということで、辺野古の代替施設は大型の飛行

機の離着陸は想定されずに、主にオスプレイ、ヘリコプター等のものを想定された飛行場というのがそもそもなのです。大型飛行機の離着陸は想定されていないというのが政府の答弁であるというのが、まず1点と。

あと、これは返還条件にありますけれども、緊急時の長い滑走路を用いたものの使用というのがありますけれども、緊急時は緊急事態条項とか、そういった法律等で、緊急時は民間の空港であろうがどこであろうが、国の管理に入るとするのは法律が既にできております。桃原議員が、今緊急時というのがどういう想定をしているのかが分からないのですけれども、緊急時というのは、私は有事の際だと思っているのですが、そういった場合は既に国の法の中で、国のほうが民間の施設を使う、公共施設を使うことができる法律が、既にできているということだけは言わせていただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかにございませんか。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 対案、ここはなくてもいいと。秋田県は対案はないというふうに今桃原功議員からあったけれども、向こうとここは違うのです。ここ普天間飛行場というのは現実あるわけですから、それを移設しようというのがこの普天間飛行場閉鎖、除去なのです。向こうはあって、それをどこかに移すと、そういうものではないのです。向こうとこの問題は違いますので、それは指摘しておきます。以上です。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか、なければ。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の請願第9号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時28分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時28分)

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

○桃原朗 委員長 次に、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時29分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時29分)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第30号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時29分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時07分)

【議題】

議案第45号 消防署我如古出張所第1期改築工事(建築)の議決内容の一部変更について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第45号 消防署我如古出張所第1期改築工事(建築)の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第45号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する討論を許します。討論ありますか。まず、反対の討論を許します。知名康司委員。

○知名康司 委員 請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願に対しては、反対の立場から討論させていただきます。

様々な意見もございましたが、まずSACO合意から23年が経過をしておりますけれども、普天間飛行場に代わる代替施設が提案され、また当然地元である宜野湾市も、基地は早期返還、早めに返還することは望んでおりますが、その立場、立場の違いであります。具体的には本会議の中で反対討論ということでまとめておきます。それでよろしいですか。

○桃原朗 委員長 はい。次に、賛成の討論を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願に対して賛成の立場で討論を行います。

1996年のSACO合意から24年たとうとしています。戦後75年間、宜野湾市民においては、隣接する普天間基地において騒音被害がございます。あるいはその他による部品落下等の被害は後を絶ちません。政府は

辺野古新基地建設までに12年あるいは13年かかるということを明言しております。私たちは危険にさらされながら、あと12年以上も待てる受忍限度をとうに超えています。そういった意味でも、立場の違いだということがありましたけれども、秋田県や山口県のイーグリス・アショアの政府の頓挫・断念というのを考えると、立場が違って私たちは普天間の早期閉鎖、返還を強く求めて、一緒になって訴えていく時期に来ているのではないのかなというふうに思いますので、一緒になってこのことを反対していくように、この請願書の賛成討論といたします。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより請願第9号を挙手により採決いたします。本件については、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○桃原朗 委員長 賛成少数であります。よって、本件は不採択されました。

【議題】

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定についてを議題といたします。

審査期限延長についてお諮りいたします。本件については、6月17日までに審査を終えるよう期限が付されておりますが、本件についてはなお慎重に審査する必要から、6月26日までに審査期限を延長するよう議長に要求いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時15分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時15分)

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は6月25日の本会議終了後から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午前11時16分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年6月19日（金） 3日目

午後1時01分 開会

午後1時12分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○説明員（2名）

企画部次長	泉川 幹夫
-------	-------

市民協働推進課長	金城 美千代
----------	--------

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定
についての訂正請求について

第428回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年6月19日（金）第3日目

○**桃原朗 委員長** ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午後1時01分）

【議題】

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定についての訂正請求について

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定についての事件訂正の件を議題といたします。

議案第21号については、別紙のとおり当局より事件の訂正請求がございました。これについて当局の趣旨説明を求めます。企画部次長。

○**企画部次長** 皆様、こんにちは。4月から総務部より企画部へ異動しました泉川と申します。よろしくお願ひします。

まず、説明に入る前に、今回議案第21号の訂正請求が議案上程後になったことに対して、深くおわびを申し上げます。

それでは、議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について、この条例については先ほど事務局からもありましたけれども、令和2年2月27日に上程し、継続審査中となっております議案でございます。今回の訂正の箇所でございますが、訂正前、今現在についてはこの条例の最後のページになるのですが、附則のところでは施行期日が、この条例は令和2年7月1日から施行するとされておりますが、訂正後については附則のほうが、施行期日のほうなのですが、この条例は令和2年10月1日から施行するというふうに訂正させていただきたいと思っております。

理由でございますが、本件条例の周知期間を設けるため、施行期日を訂正したいというふうに考えております。この条例の5条から9条において、それぞれの責務を課しているところでございますが、その周知等をそれぞれの各部門に周知をしていき、また市のホームページ等でも発信していきたいということを考えているものですから、3か月間の期間を延長して10月1日としているところでございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 今、周知の時間ということでおっしゃっていましたが、この間の参考人の話の中で、各組織の代表が集まった会議の中で代表が承認をしたと。それはそこの承認を得たものと同じだという話の答弁があったのですが、そこと食い違いがあるような。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 前回の新垣参考人の部分についてそごがないかということの御質疑だと思いますが、実はこの条例については、確かに平安座委員がおっしゃるように理解をいただいたという発言があったかと思うのですが、前回3月議会に上げた際に、そのときの記述としては、同じように周知期間を設けたいということで、令和2年7月1日からというふうにさせてもらっております。ただ、この議案については、条例公布後

に私たちは改めて各団体のほうに、自治会を踏まえてそうですけれども、市民のほうに周知を図っていきたいということを考えているものですから、3か月間の周知期間ということで、10月1日にしている次第でございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 今、3か月間の周知期間ということをおっしゃっていましたが、では責務を負わされた方々全てに3か月間で周知できるという判断の下、今3か月という期限を設けているというような認識でよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 3か月の間に、今平安座委員がおっしゃっているように、それぞれの責務を果たす対象について私たちのほうからPRもしながら、積極的に周知を図って理解を求めていきたいというふうに考えております。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。なければ、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号の事件訂正請求は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号の事件訂正の件は承認することに決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は6月25日の本会議終了後から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後1時12分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年6月25日（木） 4日目

午後2時23分 開会

午後2時37分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

議長	上地 安之
----	-------

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について

第428回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年6月25日（木）第4日目

○桃原朗 委員長 ただいまから総務常任委員会の第4日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午後2時23分）

【議題】

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について

○桃原朗 委員長 継続審査となっております議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午後2時23分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前2時23分）

○桃原朗 委員長 本件に対する討論を許します。まず、反対の討論を許します。挙手にてお願いいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例案について、反対の立場から討論させていただきます。

この条例案、我々12月にまずこの条例案が上がってお話をお伺いしまして、それから何度となく当局あるいは市長、そしてまた我々会派絆輝クラブ、絆クラブを含め、有識者の方々との勉強会も持ち、ここに至るまで様々な角度から検討させていただきました。その中で私が疑問に思っているのが、市長がまず諮問、男女共同参画という形で諮問が上がってきたものだとは認識をしておりますが、その中で作業部会等を経て今回の条例案という形になりました。この間、参考人の新垣会長からのお話もお伺いしました。その中でもおっしゃっておりました。こちらは作業部会の中では、男女共同参画に基づいた条例案だというふうにはおっしゃっておりました。ただ、確認したかったのは、私が直接聞きました市民等というところで性的指向、いろいろと入っているという形で、なぜそこが入っているのかという答弁で、そこは今の流れの中では外すことができないという答弁がございました。つくった方々はそこは違いますという答弁をしておりますが、条例の中身にはそこが入っている。そんな条例ができてしまうと、結局そこも条例の形として残るという案ということ自体を私ははっきりと認識しました。

まず、そういうふうにも入れてくるのであれば、その議論が果たしてこの諮問会議、その部会の中でされたのか。そして、我々の中のこの議会の中でも、その部分が本当に議論としてされたのか。今回は残念なことに、そこではないという話であったので、その部分に対しては何一つ議論はされておられません。私は、条例案として出すのであれば、しっかりとその部分を訴えて堂々と議論をして、それで条例をつくっていく

べきものだと私は認識しております。

また、もう一つ、こちらは理念条例になっております。私は、理念条例というのは、まず宜野湾市民にこれだけの責務を負わす理念条例をつくるのに、私の周りでこの条例案が、今回この市議会に提案されていることを分かる方はほとんどいません。これからまた条例案ができた後に、3か月間かけていろんな事業者等に責務について説明するといいますが、まずは私は市民にもっと認知度を上げて、やりたい条例を出してやるべきだと思っております。今回のやり方、パブリックコメントも実施されておりますが、意見が4件という今回のこの数だと認識しております。私はもっと市民全体で理念をつくっていく条例というのであれば、市民の認識の下、しっかりとまとまった条例ができることが理念条例だと思っております。反対、賛成が二分される中、市の理念条例として、私はこの条例としては合わないと思っております。

最後に言わせていただきます。私たち、男女共同参画に反対ではございません。もし市のほうが男女共同参画推進条例がどうしても必要というのであれば、しっかりと男女共同参画に沿った中身にさせていただきたい。もう一度検討して上げていただきたい。そして、そこでしっかりと議論をさせていただきたい。そのほかのものをつけて加えるのであれば、そこもしっかり説明をし、もっと議論をさせるべきであります。私は、この条例ができてしまえば、取る方々によって内容が全部変わってくる。大変難しい条例だと思っております。条例とは、取る方々が同じ方向で読み取れる条例案を提出していただきたい。その形の立場から反対の討論とさせていただきます。委員諸公の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 次に、賛成の討論を許します。よろしいですか。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について、賛成の立場で討論を申し上げます。

今、平安座委員による反対の理由の討論を拝聴いたしました。私は平安座委員の反対の趣旨がまだよく理解できておりません。2つほど反対の理由を挙げていたと思うのですけれども、これほど目的あるいは定義あるいは基本的な市の責務、市民の責務等を示した条例であれば、罰則規定もないということを考えれば、私はしっかりと市民に向けて発信をしていくべきではないかというふうに思っています。

2点目のこの条例に関して、まだ認知ができていないということでしたけれども、それは今総務常任委員会ですっかり今私たちが議論しているわけであって、これから周知をしていくということになるわけですから、確かにその認知はこれからなのでしょう。そういった意味で、この中身についての周知を含めて、市民でつくり上げていくという部分では賛成をして、まず提案して走らせていくというふうに行っていくべきではないかということで、私の簡単でありますけれども、賛成の討論とします。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** ほかにまだ討論ありますか。反対の討論ございますか。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 進行でよろしいですか。

(「賛成討論」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 上里委員。

○**上里広幸 委員** 和みクラブの上里でございます。宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定に賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

今、平安座委員の反対討論があったのですけれども、この策定する市長が上程するに当たって、平安座委員から12月の段階から議員の皆さんにも意見の交換等、調査等もあったとしてお伺いいたしました。そのの

調整等を踏まえて、3月議会のほうにこの条例が上がってきました。この条例が上がってきたときに、初めから宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例についてという理由で市長のほうで提案があって、私たちが審議して、継続審議で6月議会に至ると思います。

そこで、日本の憲法の中でも、個人の平等はうたわれております。その中で男女共同参画等の基本関係法が整えられる。宜野湾市のほうでも以前から男女共同参画計画はごろもぷらんとして、男女共同参画を推進してきております。そこで、この宜野湾市の男女共同参画都市宣言も行われてきております。昨今の社会情勢から見て、男女共同の参画というのが名称が分かりにくいということで、この名称に変更して上程してきたのだと、当局の皆さんからも説明を受けております。今現在、宜野湾市男女共同参画はごろもぷらんを進めていく中で、もっと一人一人の人権を尊重していこうということで、多様性を尊重する社会を促進する条例として上がっております。そこで、今後とも全ての市民一人一人の人権を守るためにも、この条例を制定して、それからまた市民の皆さんにも周知をしていって、平和な宜野湾市づくりを推進していただきたいということで賛成いたしたいと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。賛成の立場からもうお一方います。どうぞ。

○**知念秀明 委員** お疲れさまでございます。宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

この宜野湾市男女平等というのは、もちろん男女平等であります。そして、多様性を尊重する、その多様性とは、性別、年齢、障害の有無、国籍、文化的背景、個性及び能力の違いのことを言っております。また、宜野湾市民も10万人を超えたとの情報がありました。私たちは、その10万人、いろんな性別の違いや年の違い、国籍、また人種の違いもあります。その10万人の宜野湾市民、誰もが平等に尊重していくというのは、選ばれた議員の中では当たり前のことだと思うのです。ですから、これを制定して宜野湾市民が平等であるべきだと思います。皆様、御賛同のほうよろしく願いいたします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 反対の討論ないですか。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第21号を挙手により採決いたします。本件については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(可否同数)

○**桃原朗 委員長** 可否同数であります。よって、宜野湾市議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、委員長は否決と裁決いたします。よって、本件は否決とすることに決めました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

(閉会時刻 午後2時37分)